○中部地方整備局告示第四十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、天竜川水系三峰川、小渋川、太田切川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局、天竜川上流河川事務所及び浜松河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中部地方整備局長　森本　輝

○中部地方整備局告示第五十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、豊川水系間川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び豊橋河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中部地方整備局長　森本　輝

○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前	A　九・五〇～七二・五〇	一九・九四四	上記A、B、及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　〇・〇〇～二〇・六三	二〇・九九三	
		C　三二・三四～一二六・四七	〇・五九〇	
	後	A　九・五〇～七二・五〇	一九・九四四	
		B　八・六八～二〇・六三	二〇・九九三	
		C　三二・三四～一二六・四七	〇・五九〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間中国地方整備局及び同局岡山国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
笠岡市西大島新田字三丁目五九七番二から同市カブト南町二番一〇まで	九・五〇～二五・一〇	二・六九九

(四)　指定する期日　令和八年四月五日

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	笠岡市西大島新田字二丁目六〇二番九から同市カブト南町二一四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月五日

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A　六・八〇～七七・七四	一七・九二二	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D　一〇・一四～二五四・〇〇	一七・九二四	
	後	A　六・八〇～七七・七四	一七・九二二	
		B・C・D　一〇・一四～二五四・〇〇	一七・九二四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十一号及び五十五号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
徳島市かちどき橋一丁目十九番から同市川内町沖島一一四番二地先まで	五・四五	四・六六〇	電柱

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十八号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
徳島市かちどき橋一丁目十九番から同市川内町沖島一一四番二地先まで（徳島市かちどき橋一丁目十九番から同市川内町沖島一一四番二地先まで）	一般国道十一号及び五十五号	電柱

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所